

長崎県北部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1) 北区計第2067号を傍線を付した部分のように改める。また、北区計第2066号を廃止し、新たに北区計第3520号及び3521号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和6年5月31日付け長崎県告示第326号により公示した内容と変更ないため省略する。

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			点	点									
北区計第2067号	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦港沖防波堤標識1(沖防波堤北西端から南東方向防波堤沿いに50メートルのところ) (北緯33度44分39秒, 東経129度40分11秒) 2 同市同町郷ノ浦港沖防波堤標識2(沖防波堤南東端から北西方向防波堤沿いに160メートルのところ) (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	イ 1から33度20メートルのところ (北緯33度44分39秒, 東経129度40分12秒) ロ 1から33度90メートルのところ (北緯33度44分41秒, 東経129度40分13秒) ハ 2から33度95メートルのところ (北緯33度44分32秒, 東経129度40分30秒) ニ 2から33度25メートルのところ (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和7年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続		

【廃止】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			点	点									
北区計第2066号	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニを順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦港沖防波堤標識A(沖防波堤北西端から南東方向防波堤沿いに355メートルのところ) (北緯33度44分33秒, 東経129度40分22秒) 2 同市同町郷ノ浦港沖防波堤標識B(沖防波堤南東端から北西方向防波堤沿いに160メートルのところ) (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	イ 1から33度21メートルのところ (北緯33度44分34秒, 東経129度40分22秒) ロ 1から33度61メートルのところ (北緯33度44分35秒, 東経129度40分23秒) ハ 2から33度65メートルのところ (北緯33度44分31秒, 東経129度40分29秒) ニ 2から33度25メートルのところ (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和6年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続		

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域		基 点									点
		区	域	基 点									点
北区計第3520号	長崎県平戸市大山町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市大山町古泊標識1 (北緯33度20分7秒, 東経129度32分31秒) 2 同市同町古泊標識2 (北緯33度20分1秒, 東経129度32分36秒)	イ 1から89度30分103メートルのところ (北緯33度20分7秒, 東経129度32分35秒) ロ 1から79度30分220メートルのところ (北緯33度20分8秒, 東経129度32分39秒) ハ 2から57度30分222メートルのところ (北緯33度20分5秒, 東経129度32分43秒) ニ 2から59度30分81メートルのところ (北緯33度20分2秒, 東経129度32分38秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規		
北区計第3521号	長崎県平戸市川内町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市川内町番屋崎標識1 (北緯33度19分40秒, 東経129度31分25秒) 2 同市同町番屋崎標識2 (北緯33度19分37秒, 東経129度31分21秒)	イ 1から129度30分195メートルのところ (北緯33度19分36秒, 東経129度31分31秒) ロ 1から125度30分365メートルのところ (北緯33度19分33秒, 東経129度31分37秒) ハ 2から125度30分411メートルのところ (北緯33度19分29秒, 東経129度31分33秒) ニ 2から129度30分241メートルのところ (北緯33度19分32秒, 東経129度31分28秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規		

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和6年5月31日付け長崎県告示第326号により公示した内容と変更ないため省略する。